

令和2年4月17日
奈良教育大学緊急事態等対策本部長
加藤久雄

緊急事態宣言における本学の対応について

令和2年4月16日に政府より新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言が全国に発令されました。

これを受け、本学としては、学生・児童生徒等及び教職員の健康・安全を考慮し、4月20日～5月6日の期間は、以下のとおりとしますので、お知らせします。

なお、今後の状況によっては延長の可能性があります。

記

1 学生・児童生徒等

以下の場合を除いて、原則登校を禁止する。

- 学部生・大学院生
 - ・大学が事前に認めた場合
→4月7日通知「令和2年度授業日程と学生の入構禁止について（第3報）」のとおり
- 附属学校園の児童生徒等
 - ・校園長が必要と判断した日
→4月15日各附属学校園からの通知のとおり

2 大学教員・附属学校園教員

教育・研究上、真に必要がある場合、急を要する場合を除き、原則出勤は控え、在宅勤務に切り替える。

3 役員・職員

最小限の事務機能を維持できる職員数に限定して出勤することとし、可能な限り在宅勤務に切り替える。（別紙参照※学内専用）

- ・役員はローテーション等を活用した勤務体制とする。
- ・職員（非常勤職員を含む）はローテーション等を活用し、密集を避ける勤務体制とする。

4 業者等の学外者

業務上、必要最小限の用務を目的とした入構のみ認める。

→4月7日通知「高畠キャンパスの入構制限及び禁止について」のとおり

5 その他

- ・学内会議について、集合型会議の開催を見合わせ、メール審議やオンライン会議で行う。やむを得ず集合型会議を開催する必要がある場合は、必ず短時間で3つの密にならないように留意する。
- ・出張について、教育・研究上、真に必要がある場合、急を要する場合を除き、原則中止する。